議員全員協議会会議録(令和3年8月2日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和3年8月2日(月) 招集場所 大会議室

1.1.1	다 하는 그	
H	世 表 日	
ш	/ 開 俄 貝	

議	長	原	田	達	也	副詞	義長	佐	々木	: 史	二
議	員	尾	崎	惠	_	議	員	嘉	喜	Ц	茂
議	員	池	田	栄	次	議	員	吉	田	茂	生
議	員	少	林	法	子	議	員	石	Ш	秀	夫
議	員	金	繁	典	子	議	員	鷹	野	正	志
議	員	中	野	光	博	議	員	Щ	下	正	敏
議	員	那	須	芳	人	議	員	吉	村	直	城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 小 松 一 恵

説明のため出席した者

町長 清水雅文

副町長 木原荘二

(総務課)

課長 浅海宏貴 課長補佐 松本仁志

(企画財政課)

課長 立 花 慶 司

(高齢者支援課)

課長 土 幡 淳

(一本松支所)

支所長 尾崎弘典

(環境衛生課)

課長 山本正文 課長補佐 谷岡誠司

(水産課)

課長 長田岩喜

(農林課)

課長補佐 吉田直喜 課長補佐 蕨岡 努

課長補佐 近平高宜

(建設課)

(消防本部)

消防長 中 平 英 治

(防災対策課)

課長 守口庸夫

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- (1) 7月豪雨による被災状況等について
- (2) 愛南町小山地区における太陽光発電事業の不許可処分に伴う補償交渉について

【議会協議】

- (1) 政務活動費について
- (2) 研修会について
 - ①ハラスメント防止研修の実施について
 - ②研修実施要望について
- (3) 国等関係省庁への意見書の提出について
- (4) その他

開 会 10時00分

閉 会 12時09分

○佐々木副議長 皆さんおはようございます。ただいまより、第 14 回議員全員協議会を開催いたします。

まず初めに、議長挨拶お願いします。

○原田議長 改めまして、おはようございます。梅雨明け以来、毎日のように猛暑が続いておりまして、皆さん大変体調の管理に苦慮されておると思いますが、今日急遽全員協議会を招集することといたしました。ちょっと那須議員が、1時間ほどちょっと遅れるという連絡がございました。今日協議会の内容なんですが、先月18日に、集中豪雨で非常に大きな災害が出ております。ちょうど3年前の西日本豪雨でも、本町は被害を受けたわけでございますが、それ以上の被害が出ているんじゃないかというふうに私は思っております。時間雨量で70ミリ以上の短時間での集中豪雨の怖さ、思い知らされたような気がいたします。今日この間の18日の集中豪雨の被害状況、大体まとまっておりますので、各担当課よりその状況及び対応について、報告をしていただきます。それともう1点執行部から、小山地区の太陽光発電事業、これの補償交渉について、その後の進捗状況について、報告をしていただきます。その2点、執行部からの報告ですが、それ以後議会の協議に入ってきますので、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

清水町長。

- **○清水町長** 皆さん、おはようございます。本日は、原田議長の要請によりまして、先般の豪 雨災害に伴う愛南町の被害状況及び太陽光不許可処分に伴う司法交渉につきまして報告を させていただきます。 先月の 16 日から 18 日にかけまして、特に 18 日午前 9 時半までの 1 時間に、御荘の観測地点におきましては、74.5ミリという雨が降っております。観測史上 1位の記録となり、土砂災害警戒情報が発表されました。それを受けまして、最終的には、 町内全域に避難指示を発令し、18か所の避難所に対して、最大で26世帯45名が避難をさ れております。なお、家屋等の浸水につきましては、床上浸水が5件、床下につきまして は29件確認をしておりますが、そのうち、希望される25件につきましては、至急職員が 消毒作業を行うとともに、4件については薬剤のみの配布をしております。また、町内各所 におきまして、土砂崩れや河川の氾濫、道路の陥没や崩落など、大きな被害をもたらしま したが、今回の豪雨では人的被害がなかったことが、唯一の救いであったんではないかと 思っております。この後、関係課から、被害状況を説明させていただきますが、土砂の取 り除きや災害ごみの撤去費用等につきましては、緊急を要することから、既に予備費での 執行をさせていただいておりますが、さらに9月議会までに、必要となる予算を精査し、 近いうちに臨時議会を開催させていただきたいと考えておりますので、どうか御理解のほ どよろしくお願いいたします。
- **○原田議長** それでは、7月豪雨による被災状況等について、高齢者支援課から説明をお願いいたします。

土幡高齢者支援課長。

○土幡高齢者支援課長 はい。高齢者支援課から、南楽荘の被害状況について説明をいたします。資料1の1をごらんください。

南楽荘の裏手にある、地区の水路から大量の山水が南楽荘敷地内へ流れ込みました。2ページの写真①~⑤をごらんください。そのことにより、南楽荘の中庭排水口から雨水を排水することが出来ず、中庭に水が溜まり、そこから施設内南側廊下、脱衣室、浴室、洗濯室、倉庫、霊安室が浸水しました。霊安室は、畳のため取り換えが必要な状態です。その他は、床がタイル等のため、消毒等を行い、使用可能になっています。入所者への被害は、ありませんでした。

屋外の状況は、車庫、防火設備倉庫、備蓄倉庫、給水設備が浸水しましたが、車や設備 等に被害はありませんでした。 以上です。

- ○原田議長 はい。ただいま、高齢者支援課から報告がございましたが、何か御質問ございませんか。はい。ないようですので、続いて一本松支所からお願いします。はい。尾崎一本松支所長。
- ○尾崎一本松支所長 それでは資料 3 ページをごらんください。一本松地域の 7 月 18 日の同様の豪雨災害について御説明をさせていただきます。令和 3 年度、3 ページ、7 月 18 日豪雨災害受付及び対応件数をごらんいただけたらと思いますが。朝 8 時 50 分から、時間雨量が急激に増え、各地区からの被害報告が入り始めましたが、一本松方面隊長及び副方面隊長も支所に参集していただき、被害状況に即応した体制での対応をとることができました。被害報告の状況については、18 日から 26 日の 5 日間で 73 件の被害報告があり、一本松地域の全域で被害が発生している状況です。主な被害内容は、テレビ報道等のあった満倉地区での床上及び床下浸水が 6 件、中川地区が 2 件、このほか、消防団による土のう設置、町道等への土砂堆積、路肩及び路面の損傷、河川護岸の越流による土砂堆積や護岸の崩壊、農地等の畔及び法面の損傷、ワイヤーメッシュの流失などとなっており、26 日以降も 10 件の被害報告を受付している状況です。

あけぼの荘関係については、資料はありませんが、7月18日の午前9時頃、施設裏手の斜面からの排水量が急激に増え、宿泊棟の一部が浸水しましたが、一本松方面隊増田支部による小型ポンプでの排水を実施したほか、資料4ページ、あけぼのグラウンドに隣接する「温泉水貯水タンク」周辺の山から、施設の土留擁壁を超え、側溝等に大量の土砂が堆積しましたが、タンク自体への被害はありません。土砂取り除きについては、温泉特会の予算内での対応をしたいと考えております。最後に、資料5ページ、中川地区にあります源泉地の斜面が崩落し、温泉水の汲み上げ及び車への流入施設に土砂が堆積したため、温泉水運搬車が進入できない状態となりましたが、温泉営業に支障をきたさぬよう、早急に土砂取り除きを行っております。

以上、御報告とさせていただきます。

- **○原田議長** ただいま一本松支所より報告がございましたが、何か御質問ございませんか。はい。金繁議員。
- ○金繁議員 はい。南楽荘と一本松、特に大きな被害があったところということで御報告いただきました。町内たくさん土砂崩れですとか、いろんな被害が生じていると思うんですけれども、その全般的な被害状況というのは後ほど説明していただけるんですかね。
- **○原田議長** 尾﨑一本松支所長。
- ○尾崎一本松支所長 今、金繁議員言われたみたいに、どういうものがあったかという内容は 私、御説明しましたけども、それぞれ規模が違います。それにつきましては、支所のほう から直接担当課の方に情報を挙げておりますので、また、御説明あるんじゃないかなと思 っております。

- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 はい、ありがとうございます。私の言った意味はですね。一本松に限らず、南楽荘に限らず町内全般、城辺とか深浦とか垣内も土砂崩れとかね、正直大変忙しかったと思います。たくさんあるんじゃないかと思って心配しておりまして、片や災害対策費、今年ね700万ぐらいしかないですし、予備費も5,000万円ぐらいしかない中で、臨時会で予算組立てられるんでしょうけれども、おおよその被害状況を、今どういう状況かというのを教えていただけたらと思いました。すみません。
- **○原田議長** この後、各担当課から説明はあると思うんですが、それでいいですかね。はい。 ほかにありませんか。はい。ないようでしたら、続いて、環境衛生課からお願いいたしま

す。

山本環境衛生課長。

〇山本環境衛生課長 はい。それでは環境衛生課から、令和3年7月18日豪雨による災害に伴う海岸漂着・海洋漂流ごみの回収等の対応状況について、簡単に説明いたします。資料1-3、7ページをご覧ください。当時の現況としましては、7月18日、日曜日の豪雨によって発生したと思われる「あし」や「流木」など海岸漂着・海洋漂流物の現況写真を資料8ページから17ページにかけて載せておりますが、船越漁港の船越地区をはじめ、福浦漁港の福浦地区、西浦漁港の内泊及び深浦漁港の岩水、敦盛、深浦地区において、湾内に滞留し、船舶の航行や接岸、水産物等の陸揚げや、また養殖作業等における業務に支障をきたすため、愛南漁協から回収依頼が役場、水産課に連絡がありました。その状況を受け、翌日19日の月曜から、早急に漂着物等の回収等を水産課及び本課、地元水産業者との連携のもと、収集、陸揚げ、運搬を行っております。

次に、対応状況についてですが、本日の報告事項はまだ概算であり、今後、数値の増減が 見込まれますが、船越漁港では約25トン、福浦漁港では約169トン、西浦漁港では約8ト ン、深浦漁港では約54トンの合計約256トンの漂着・漂流物が発生しております。水産課 の「水産多面的機能発揮対策事業」及び本課の「愛媛県海岸漂着物等地域対策推進事業補助 金」を活用して、漂着物等の回収等に対応する方向で事務を進めておりましたが、回収等に 必要な重機・車両借上料をはじめ、ごみの処分費において、現況を参考に試算し、不足する 約4,200千円の予算について予備費を充当して対応しております。

以上、環境衛生課からの災害報告といたします。

- **○原田議長** ただいま報告がございましたが、何か御質問ございませんか。少林議員。
- **〇少林議員** もう大量のごみでこれは大変すごい、大変だなと思います。教えてください。すごく集めたそんだけの 256 トンのごみっていうのの処理の仕方を教えていただけますか。
- **○原田議長** 山本環境衛生課長。
- 〇山本環境衛生課長 はい。今現在ですが、今回この漂着物等の回収作業につきましては、緊急を要することから、陸揚げ、運搬、処分作業を一連ととらえており、全ての業務の遂行の可能な、今現在凝地さんのほうに依頼しております。その業者のほうに、その業者のほうが中間処分最終処分等の作業することが可能でございますので、そこのほうで業者のほうに依頼して、迅速な対応をしております。 以上です。
- ○原田議長 よろしいですか。少林議員。
- **〇少林議員** 凝地さんに出したらもうあとわかんないんですかね。これ埋立てか何かに使うんでしょうか。御存じない。
- **○原田議長** 山本環境衛生課長。
- **〇山本環境衛生課長** そのあたり最終的なものはまた、業者のほうにちょっと確認してから、 また後ほど回答させていただいたらと思います。すいません。

(発言する者あり)

- ○原田議長 鷹野議員。
- ○鷹野議員 この漂着ごみですけど、潮の満ち引き、あるいは風向きによって日々移動すると思うんですけど、大体落ち着くのにどのぐらいかかるわけですか。
- **○原田議長** 山本環境衛生課長。
- ○山本環境衛生課長 確かに議員の御指摘のように、風向きとか潮の流れによって若干変わるとは思いますが、今回の場合は海岸に漂着したのですので、そこで汚濁防止膜という膜を使いまして、一応全て海岸のほうに、全て接岸さして、そのごみをとるような形になっております。そのまま放っておけば、すぐ沖のほうにごみが出た場合、湾内にあります養殖

いかだのほうにまた影響が出たらいけませんので、その辺りは全て、こっちのほうのこちらのほうで対応するような形で取らさしていただいております。よってあの沖に出る出ないというのは、基本考えないというような形で対応したいとして今回はしております。 以上です。

- ○原田議長 鷹野議員。
- **○鷹野議員** そしたら応急処置として、接岸したごみの撤去っていうふうに捉えたらいいんですかね。
- ○原田議長 山本環境衛生課長。
- ○山本環境衛生課長 はい。お答えします。一応漂着もありますが、その間漂着出来なかった 漂流湾内にある漂流についても、地元の業者の方々が船を出していただいて、それを、陸 のほうまで持ってきていただいて、それを全て、今回のほうは処分したというような作業 になっております。

- **○原田議長** 金繁議員。
- ○金繁議員 はい。ごみもすごく大変多かったんですけど、あと僧都川だけじゃなくていろんな支流も物すごい濁流でした。濁流が泥とか石が海にも相当流れ込んだと思うんですけど、海の濁りがどうだったのか、水質検査とかされるのかどうか、海への影響がこれから出てくるんじゃないかと心配なんですけど。その辺は検査とかされる見込みとかありますか、濁りはどうだったかも含めお願いします。
- **○原田議長** 長田水産課長。
- ○長田水産課長 水産課のほうとしてはですね、かなりの濁度があったというふうに思ってます。で、この濁水については、ある程度時間がたてば解消されてくると思いますので、今現在は正常な形になっております。ですので特に水質検査等はしてないんですけれども、一部の柏川等についてはですね、真珠の養殖がありますので、常日頃からですね、濁水が出たときのために、シルトフェンスを張って防護するような処置をとっております。以上でございます。
- **○原田議長** ほかにございませんか。石川議員。
- ○石川議員 オイルフェンスといいますか、このブイがある地域と、内泊地区の写真を見たら、そういうブイがオイルフェンスのようにごみを囲うようなですね、オイルフェンスみたいな、ないみたいなんですが。地区によって、そういう整備状況が違うのか、それとも町か漁協がですね持っていって、これ、ごみを拡散しないようにしてるのかその辺りちょっとお聞きさしていただいたらと思います。
- **○原田議長** 山本環境衛生課長。
- ○山本環境衛生課長 はい。こちらの課では、内泊のほうについて御説明いたします。内泊のほうにつきましては、もう既に漂着しておりましたので、それを地区の方がもう既に上げていただいたような状況でトン袋のほうに入れていただいております。地区の方の早急な対応のおかげで、陸揚げといいますか、ごみの陸揚げのほうは、地区の方が全面的に協力していただいて処理したような形となっております。
- **○原田議長** 長田水産課長。
- ○長田水産課長 水産課のほうで設置をしておりましてこれはオイルフェンスです。これは、油の流出等があった場合に拡散をしないようにするために、オイルフェンスを設置して、整備しまして、各漁協のですね支所で、管理をしていただいております。なのでまあ、今回のようなごみについてもですね、このオイルフェンスを活用しまして、拡散しないように。それで集めて、陸から回収するいうふうな方法で使わさしていただいてます。以上でございます。

- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 はい。先ほど質問した濁流の影響なんですけど、柏のほうは何かフェンスのようなものがあると仰ってまして、特に御荘湾はやはり滞留ね。水が滞留してしまう。僧都川が相当な濁流だったので、影響が、特に真珠や貝、養殖のね、カキの養殖など心配されるんですけど、御荘湾に関しては、どのような対応をされる予定ですかね。

今後、もし問題があるとすれば。

- **○原田議長** 長田水産課長。
- ○長田水産課長 なかなかその河口にですね、シルトフェンスを設置するというのは、かなりの水圧がありますので、難しいというふうなことでございます。ですから、濁流についてはなかなかこの処理が難しいんですけれども、ほとんど今回出たのは、その葦ですよね。それが、大量のごみとなって発生をして、カキのいかだ等に、滞留したというふうなことなんですけれども、これについてはまた、県の管理河川でもありますので、土木事務所のほうに働きかけをして、少しでもその漂流のごみを減らしてもらうようなお願いには、いきたいと、既に行っておりますけれども、そういうふうな処置をしておりますけれども、濁水については、特に対策というのはとっておりません。
- **○原田議長** ほかにございませんか。はい。ないようですので、続いて水産課から報告をお願いいたします。

長田水産課長。

○長田水産課長 それでは水産課から、7月18日豪雨災害に伴う漁港区域内の土砂取除工事等について説明いたします。資料は1-4、P18からになります。7月18日の豪雨により漁港区域内の水路等に大量の土砂が堆積しました。機能維持のため速やかに復旧する必要があり、既存の維持費を利用し取り除きの工事を実施させていただきました。工事は7か所です。尚、これ以外に海岸漂着・漂流ゴミの回収を環境衛生課と連携し実施しています。詳細は先程の環境衛生課長のご報告のとおりです。

以上、水産課からの災害報告といたします。

- **○原田議長** ただいま報告がございましたが、御質問ございませんか。はい。ないようですので、続いて、農林課より報告をお願いいたします。
- **○原田議長** 吉田農林課長補佐。
- ○吉田農林課長補佐 はい。続きまして農林課所管での梅雨前線豪雨災害に伴います、被災報告をさせて頂きます。26ページをお願いいたします。

1 の施設等被害の概要についてですが、農業用施設災害での水路土砂堆積等につきましては、43 件で、また農道崩落等につきましては、26 件となっております。つぎに、河川・水路等の越流によります農地への土砂堆積等につきましては、23 件となっております。林道施設につきましては、崩落等によります被災箇所が8件となっており、また、鳥獣対策施設としまして、田畑へ設置しておりますワイヤーメッシュの破損等が6件となっております。7月29日時点での報告とりまとめとしましては、合計106件であり、この内、公共災害事業への申請につきましては、4件を考えております。

つぎに、2の農作物等被害概要につきましては、水稲が0.6へクタール被災しており被害額が約250,000円で、野菜が0.3へクタールで約2,000,000円、柑橘が0.1へクタールで約302,000円となっております。また、モノレール破損等の機械につきましては、被害額が約900,000円となっております。つぎに、3の被害対応予定事業費につきましては、緊急性を要する測量設計及び工事に対しまして、予備費充用としまして50件で33,840,000円の充用をお願いするものとしております。また、8月、9月補正予算としまして、61件で150,405,000円の上程を考えております。つぎに、4の広域農道南宇和線、御荘長月から御荘和口の峠の区間におきます全面通行止めにつきましては、豪雨により地すべり崩壊が発生

しており、専門業者によります地表踏査の結果、法面崩壊の頭部滑落崖から連続し段差地形が発生しており、また約 50mの区間でコンクリート擁壁の変形や亀裂等が確認されており、今後更なる崩壊が発生する可能性が高く、現状での道路通行には、法面の安全性が明らかではないことから、全面通行止めの解除は困難であると判断をしております。このため、災害復旧工事による安全対策が完了予定であります令和 4 年 9 月頃を解除の目安に、全面通行止めの継続をいたします。なお、本日午後にて議員の皆様で災害現場の視察をよろしくお願いいたします。27 ページにつきましては、全面通行止め箇所等の位置図と、崩落状況等の現場写真を添付しております。28 ページから 30 ページにつきましては、今回の被災箇所 119 箇所の位置図と、被災状況の現場写真を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上で、農林課からの説明を終わらせていただきます。

- ○原田議長 ただいま報告がありましたが、何か御質問ございませんか。 嘉喜山議員。
- ○嘉喜山議員 この路線は、皆さんかなり使われとるんで、すごい支障があるって聞いたんですけど、その落石防護冊、仮設の分ですね。なりで、片側通行だけでもできる状況にはなりませんか。
- **○原田議長** 吉田農林課長補佐。
- ○吉田農林課長補佐 はい。これですね、また本日午後から、議員様には現地視察をしていただくんですが、かなりちょっと高いところからの地滑り等がありますので、高いところから、土砂が落ちたときには片側通行ではちょっとかばいきれないといいますか、そういうところもありますので、工事が終わる目安がですね、来年の4月、来年の9月になりますので、それまでは全面通行止めを考えております。

以上でございます。

○原田議長 ほかにございませんか。

中野議員。

○中野議員 通行止めのか所。先日も委員会で行ったときに、手前の角あたり向こうもこちらもですが、長月側ですかね。ちょっと僕も昨日通って、もうそろそろ何か開通かなと思ったらやっぱり通行止めなんで手前の角辺りに通行止めです。何百メートル先通行止めとかいう、地元の方わかっておられるんでしょうけど、9月までとなると行ってはUターンみたいな形があって、まあUターンする場所もあるけど、あんまり大きいのが行くと、ちょっとこう不便なところもあるんで、そういう設置は可能ではないんですかね。手前の角辺りで、何百メートル先で通行止めですよいうて、中に入らんように、手前で中まで入って。かなり行ってから何か通行止めになってるみたいなんで、そこらあたりはどうなんですか。もうそのまま設置が難しいからとんだりとかもあるからいうことなんか。する気がないのか。

どうなんですかね。

- **○原田議長** 吉田農林課長補佐。
- 〇吉田農林課長補佐 はい。それは前の、議員さん御指摘のとおりですね、ちょっと危険というところもありますので、こちらのほうでですね早急に対策等を考えて、遠いところから わかるような形でですね、通行止めの看板を設置したいというふうな、したいと思っております。

- ○原田議長 尾崎議員。
- ○尾崎議員 はい。今の件ですけれども、今既に四つ角のところに看板を設置していただいて、 手前でもう回避できるように今なっております。いや、見てもろたらわかるんやけど。も う既に設置されております。

はい。大丈夫です。

- ○原田議長 吉田補佐。
- ○吉田農林課長補佐 はい。あのちょっとですね、申し訳ございません。仮設の仮の部分はですね、今尾崎議員御指摘のとおりしておりますので、本物といいますか、本物の分は設置する予定です。

(発言する者あり)

- ○吉田農林課長補佐 はい、すいません。
- ○原田議長 鷹野議員。
- ○鷹野議員 そしたらですね今通行止めっていう看板ですね。例えば、B&Gのほうから入るほう、警察のほうから入るほう、和口一本松から来るほう、いろいろ入り口はあると思うんですけど、どこに看板設置しているか、何か所それを教えてください。
- **○原田議長** 吉田農林課長補佐。
- ○吉田農林課長補佐 はい。資料のですね、27ページのですね、上の分の広域農道通行止め関係資料というところの位置図ですよね。赤部分が通行止めをした分なんですから、起点と終点ですね赤い部分の起点と終点に工事看板通行止めの看板を設置しております。以上です。2か所です。

(発言する者あり)

- 〇吉田農林課長補佐 赤の部分のですね、御荘和口分のほうと、長月のほうの2か所です。
 - (発言する者あり)
- ○吉田農林課長補佐 そうですね。うちがですね、正式に設置しておりますのは、すみません 議長。
- **○原田議長** 吉田農林課長補佐。
- ○吉田農林課長補佐 大変失礼しました。ええっとですね、赤い部分、本当に設置しとる分がですね、先ほど言いました赤い部分の起点と終点なんですが、広域農道の右手のほうずっと右手のほうにですね、仮の長月寄りのとこですね。御荘長月のところなんですが、ところにですね、仮の看板は設置しております。

で、計3つです。

- ○原田議長 池田議員。
- ○池田議員 令和4年9月まで全面通行止めですよね。ほしたら、予告看板をもっと広域農道の起点、どっちが起点になるんかな。御荘からの入り口、で長月の交差点とか現場起終点ですかね。それぐらいはちょっと、そのちょっと離れたとこに予告看板をわかりやすいイラストというか、こう文書でも何でも、わかりやすい表示で1年、1年通行止めなるんですよね。ほんで、皆さん言われるのは、あそこまで入っていって、通行止めがわかって、それから出てこんといけんというので、出来たら、ちょっとこう起終点、起終点と言いますか、大きい道の入り口あたりには予告看板はつけれないでしょうか。
- **○原田議長** 吉田農林課長補佐。
- 〇吉田農林課長補佐 はい。わかりやすいようにですね、議員御指摘のとおり、予告看板を検 討いたします。またちょっと協議いたしましてですね、なるべく町民の方にわかりやすい ようにですね、今から検討してですね、したいと思っておりますので、よろしくお願いい たします。
- ○原田議長 尾崎議員。
- **○尾崎議員** はい。要望として、その長月の四つ角ですね。今仮の看板つけておりますが、そこと、あと2か所愛南警察署の四つ角。それと、B&Gの入り口、ここに入れると、つけると問題ないんじゃないかと私は思います。
- **○原田議長** 吉田農林課長補佐。

- ○吉田農林課長補佐 はい。議員御指摘のとおり、それも検討いたしまして、また、今後報告 いたしたいと思います。
- ○原田議長 吉田議員。
- ○吉田議員 はい。私もですね今日初めて、来年の9月までってことを知ったんですけども、 ぜひ防災無線等でですね、やっぱりこう報告をしていかないと、やっぱりいつ開通するの かってのは、すごい生活道路になってますんで、それも必要なんじゃないかと思いますん で、ぜひ告知のほうよろしくお願いしたいと思います。

(発言する者あり)

- ○原田議長 吉田議員。
- ○吉田議員 はい。長月地区はあるかもしれませんが、一本松地区私どもは全然そういう回覧がですね、回っておりませんので、そこは全町民がですね、通行しますんで、そこはぜひ回覧じゃなくて、防災無線で告知が必要じゃないかなと思うんですが、よろしくお願いします。

(発言する者あり)

- **○原田議長** 吉田農林課長補佐。
- ○吉田農林課長補佐 全町向けにですね、8月の広報でですね回覧をいたしておりますので、またごらんをいただいたらと思います。すみませんよろしくお願いします。
- ○原田議長 石川議員。
- ○石川議員 開通予定の9月っていうのは記載されてました。私はちょっと見た記憶がないんやけど。
- **○原田議長** 吉田農林課長補佐。
- ○吉田農林課長補佐 回覧にはですね、9月予定というところでですね、載せてはおったんですが、9月予定といいましても、ちょっと災害査定等、いろいろ工事の状況等ありますので、またちょっと前後するところはあるかもしれませんのですが、またよろしくお願いいたします。
- ○原田議長 石川議員。
- **○石川議員** これ1年かかるというのは、その予算がないのか、工期がそもそも、その1年もかかるのか。その辺りはどうなんですか。
- **○原田議長** 吉田農林課長補佐。
- ○吉田農林課長補佐 はい。計画の工程なんですが、今からですね、調査の設計業務に入りまして、それから災害査定がちょっとあります。災害査定が9月ごろを予定しとるんですが、そこからですね、年内に本設計をしまして、工事に入るのがですね、4年の1月ごろになると思います。そこからですね標準工期をとりましたら、どうしても9月ごろというところになってきます。

以上でございます。

- ○原田議長 石川議員。
- ○石川議員 これ、もし1年も本当にかかるようであれば、これ暫定的に、先ほどちょっと言われたと思うんですけども、片側で通行できるような暫定的な措置をですね、これ考えないと、これ結構この広域農道使われている住民の方、多いと思うんですよ。ぜひですね。これは1年かかるということであれば、暫定的に片側だけでも、使えるような検討を私はすべきだというふうに思います。

どうですか。

- ○吉田農林課長補佐 吉田農林課長補佐。
- ○吉田農林課長補佐 はい。それは、ちょっと今後また協議さしていただきたいとは思います。 お願いします。

- ○原田議長 鷹野議員。
- ○鷹野議員 やっぱり今、片側通行っていうことであれなんですけど、やっぱり町民が利用している道である限り、早めにしてほしいというのは町民の願いだと思うんですけど。やはりこれは災害復旧っていうことでありますんで、もっと県とか国に働きかけて、工期を早めるとか、そういった努力はすべきだと思うんですけど、その辺いかがですか。
- ○原田議長 清水町長。
- **○清水町長** はい。私のほうからお答えします。もちろんそういう形は、全力で取らしてもら います。国県、国のほうにもですね、要望どんどんしつこいぐらいしていきますけども、 ただ、自分もこの前現地を見たときに、どうも、予想だにしない水脈いうんですか、地下 を流れてるというんで、これ万が一いうことが考えられるというような報告を受けており ます。ですから、ひょっとしたら、9月、来年の9月ですかね。言よるけど、早いかもわか らんし、一応調査してみて、しっかりとですね、その結果、早くなる可能性もあるとは思 うんですけど、今見てもらったら、本職の人に見てもらった限りでは、これはやっぱりそ のぐらいかかるんではないかというような報告を受けております。以上です。そして看板 についてはですね、この赤い路線をしとるところ、向かって左側の警察から行ったとこの 交差点については、あそこはもう看板立ったら、回り道もすぐあるし大丈夫と思うんです が、ただ、1番問題なのは、視察行ったときにも、いろいろと車が何台も引き返しておりま した。それは右手側のですね、長月寄りのほうだと思いますが、そこに行くまでに、長月 にあるコンビニがありましたっけ松本さんとこのあそこの交差点のとこに小さい看板があ るんですよね。今、ただそれは見にくいし、ちょっとわかりにくいと思いました。ですか らそれをもっとはっきり分かるような形でもうその時点でこの警察、町のほうに行く人は もうそこでカーブしてもらうというような形の看板をするなり、例えば、間違って気がつ かんずくに赤いところまで行かんようにですね。その手前のところの左折するとこもあり ます。そこのとこやったら、町のほうにこっちくれるという道になってますんで、そうい うところわかりやすいような看板をきちっと立てて、途中で引き返したり、向こうへまた、 手前まで行って、引き返すということのないような形の看板の立て方をしたらいいんじゃ ないかという、そういう形で取り組んでいきたいというように思っております。 以上です。
- ○**演建設課長** はい。それでは建設課から、被災状況について報告をさせていただきます。 8月補正予算を要求しようとするものは道路災害と河川災害の測量設計委託料併せて 7,000 千円です。これは町内全域で被災のあったもののうち国庫補助金の申請をするにあたり、災害復旧事業の要件に該当するであろう箇所をピックアップしております。その測量設計委託料を計上するものです。P32 は分布図です。それでは道路災害から順に見ていきます。 P33 が町道西柳尻無線。P34 が町道蓮乗寺 3 号線。P35 が町道荒谷線。P36 が町道東敦盛線 A 箇所。P37 が町道東敦盛線 B 箇所。P38 が町道西ケ峰線。P39 が正木の町道大谷線となっております。そして河川災害です。P40 に普通河川の西敦盛川を付けております。次に7月 18日から現在までの被害・対応等について、町道法面の崩土、水路や河川への土砂堆積、舗装の破損等を合わせて約 200 件と明記しておりますが、その後も役場への通報があり約 220 件に上りました。通報のあった場所を確認し、建設課の職員で対応できる軽微なものから、業者に依頼し重機等投入しなければならないものまで大小様々ありました。そのうち、対応済み件数が今明記されているのは 120 件とありますが現在 150 件。対応中の件数が 80 件とありますのが、現在 70 件となりました。合せて 220 件。

以上、建設課からの報告とさせていただきます。

- ○原田議長 ただいま報告がありましたが、御質問ありませんか。 池田議員。
- ○池田議員 もう、この写真撮った後から随分対応はされとると思うんですが、今、この蓮乗寺の3号線なんか、これ雨水が入ったら、もう一発で、多分護岸倒れてしもうて、また川をせき止めるとか、そういう状態になると思いますんで、どこの現場も、雨水の防水いうか現場への流入対策を、早く多分もうやられとるとは思いますけど、やってないところがあったら、それを早くやっていただきたいと思います。あの農道も、農道も通行止めにされとるとは思うんやけど、そこも、安全性が保たれたらやっとかんと、また、新たなちょっとした、雨で、また大きな崩壊なったらいけませんので、雨水対策はよろしくお願いします。

- ○原田議長 濵建設課長。
- ○演建設課長 はい。今御指摘のとおり、全ての路線河川において、そのような、その後雨水が入らないようなブルーシートですとか、また道路であったら、立入禁止、あるいは片側通行、いわゆる安全の確保を全てしております。
 以上です。
- ○原田議長 石川議員。
- ○石川議員 この台風シーズンがですね、この8月9月来ると思うんですが、これ復旧のめどとしてはどれぐらいを見られるとるんでしょうか。
- ○原田議長 濵建設課長。
- ○演建設課長 はい。今回の8月の臨時議会で上程するのは、災害復旧の中の測量設計委託料です。で、本体工事はその後になります。まだ、その本体工事が上程されてない中で契約がされていない中で、いつまでというのは、その路線ごとに状況が違いますので、一概に全てが何月までに全て復旧しますと、いうふうには今は明言を避けたいと思います。以上です。
- ○原田議長 ほかにございませんか。金繁議員。
- ○金繁議員 はい。これは建設課ではないと思うんですけども、次企画財政のほうに入ってしまうみたいなんで、ここで聞かしていただきたいんですが、緑の公民館、今日防災対策課は来ていらっしゃらないんですかね。いらっしゃる。緑の公民館避難所になってるんですが、ため池の水があふれて公民館、実際避難に行ったけれども、公民館の前が、水がもうたくさん滞留してて中に入れなかった、避難所の中に入れなかったという方、複数いたそうです。ため池があるということは大変危険だと思うんですが、ため池の調査、愛南町ため池マップ、ハザードマップですか、ため池のないみたいなんですけどつくる必要。つくった。そうですか、国のほうにアップされてなかったようなんで、アップしていただけたらと思うんですが、今後、こういう問題のある避難所について、どうされる予定かお聞かせください。
- **○原田議長** 防災対策課長。
- ○守口防災対策課長 お答えします。今議員御指摘がありました緑公民館、実際その当日も緑公民館の職員のほうから、駐車場のほうにかなり水が入って危険だという、連絡が入りました。取りあえず避難所については、緑小学校の体育館のほうを開設して、という対応はとっております。今後についても、このような状況というのはあると思います。ほかの避難所についても、設置した避難所は必ずしも安全ということではない場合もありますので、その辺は別の避難所を新たに設置するなり対応を考えたいと思います。緑小学校、緑公民館についても、はなから緑小学校の体育館を避難所として開設するのかっていうのは少し、少し検討さしてください。

以上です。

- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 もうまさに台風ね豪雨シーズンの真っ最中なので、臨時にでも指定を早急にしていただけたらと思います。もう待ったなし、8月ですからね9月お願いします。それからもう1点、今回、結構土砂崩れとか各地で起きてるみたいなんですけど、私も垣内のお寺のとこ見てきたんですけど、これまで、土砂が崩れたことがないところが、お寺のお墓の上の、沢づたいにずっと物すごい土砂が落ちてきて、家の周りに随分積み重なっていました。あれ、かなり危険な状態、山自体が危険な状態ではないかと思うんですけども、あそこの予防対策、また同様のところが町内に幾つもあるんじゃないかと思うんですけれども、そういう対策は今後どうされるおつもりかお聞かせください。
- **○原田議長** 守口防災対策課長。
- ○守口防災対策課長 はい。予防対策というか、特に危険なか所については、ソフト面ではないですけど、消防団なり、消防署の当務隊であったりがある程度声かけを今後その危険ということで、さしていただいたりとか、そういうことをしていく必要があると思います。で、今回も何か所か事前に危険があるところについては、消防団のほうで声かけをさしていただいたり、周辺の確認はさしていただいておりますので、今後またそういう状況というのが、どこが崩れるかというのはちょっと把握出来ないところもあるんですけど、ある程度今回崩れたりしたとこの周辺であったりとか、水が多く出た場所であったりとか、そういうとこはまた消防団等々、情報共有しながら対応をとっていきたいと考えております。以上です。
- ○原田議長 石川議員。
- ○石川議員 建設課とはちょっと話がずれるんですが、74.5 ミリの大雨の中ですね。防災無線が、外にいたらちょっと聞こえなかったという声も聞いてますんで、何らかのですね、やっぱこういう大雨を想定した住民への通知、お知らせを何かSNSか何かを通じてでもですね・・・通知か何かを使って、やるほうが効果的なんじゃないかなと。大雨の中、なかなか聞き取りにくかったと。私自分自身もそう思ったんですけど、また御検討いただいたらなと思います。
- **○原田議長** 守口防災対策課長。
- ○守口防災対策課長 お答えします。土砂災害警戒情報が今回、発表になりました。土砂災害警戒情報が発表になると緊急速報メール、エリアメールで一斉配信をするようにしております。で、今回の反省点としまして、そのあと避難指示等出したんですが、それについても今後そういう緊急速報メール等でお知らせするような形をとりたいと考えております。以上です。
- ○原田議長 ほかにございませんか。佐々木議員。
- ○佐々木副議長 その土砂崩れ関連の質問なんですが、伊豆のほうで大変な土砂崩れの災害があったわけなんですが、この愛南町でそういう埋立てにかかる、災害危険地区というのを調査してるかどうかお伺いします。
- ○原田議長 濵建設課長。
- ○演建設課長 はい。先般の報道でもありましたいわゆる熱海のああいった件では300平米以上の盛土がされているっていうところになろうかと思います。町内には3か所あります。旧松下寿、今現在のレクザム。堺歯車、そして自在園です。で、この調査につきましては、今現在行っているところで、先般新聞にも載りました。現地調査では、異常なしというふうな報告を受けております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。はい。ないようですので、続いて企画財政課より報告を

お願いいたします。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 企画財政課から各課から報告のありました被害状況により、不足する予算対応について、報告致します。資料 41 ページをごらんください。

最初に、早急な対応が必要となりました、砂防事業単独維持補修工事費や、福浦漁港他海 岸漂着物等対策経費外に、予備費を 43,001 千円充用して対応しております。また、臨時対 応予算として、養護老人ホーム南楽荘霊安室の改修工事に係る経費外あわせて 71,400 千円 を、9月補正対応予算として、農道・林道災害復旧事業工事費外あわせて 118,000 千円を見 込んでおります。

次に、予備費の状況についてですが、早急な対応が必要となりました事業に、予備費を43,001 千円充用したことにより、予備費の残は2,478 千円となっております。

最後に、今回の予算不足分に係る財源は、すべて財政調整基金繰入金で対応することとしております。

以上、今回の豪雨に伴う財政状況についての報告といたします

- ○原田議長 企画財政課より報告がございましたが、御質問ございませんか。 鷹野議員。
- ○鷹野議員 かなりの予算がかかるということですが、もちろん町単独事業、自己財源で出す 復旧工事あろうかと思うんですけど、大体その交付金とか、国、県とかの補助、それぞれ の災害によって対応は違うと思いますけど、どのぐらいの補助、国庫補助とか、大体町が 見たら平均してどのぐらいなんですかね3割ぐらい。1割、3割。
- **○原田議長** 立花企画財政課長。
- ○立花企画財政課長 私のほうから、分かる範囲内でお答えをさせていただきます。先ほど農林課から状況報告のありました広域農道、こちらについては工事費等も大きくかかることを想定をしておりますが、これに係る災害に復旧に係る補助率は大体6割強ぐらいが見込まれるのではないかなというふうに考えております。また、建設課に係る事業費につきましては、まだ事業費の工事にかかる事業費が積算されておりませんので、そちらについてはまた補正予算対応時に説明をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。
- ○原田議長 ほかにございませんか。 中野議員。
- ○中野議員 今回の災害についてではないんですが、ちょっと町長にお伺いします。町長、風力発電ですよね。以前、風力発電を推進するときに町長、水害、土砂災害、こういう形がどんどん日本的になってきてるんで愛媛県、愛南町も例外ではないんやないですかいうことで慎重にやるべきやないですかいうことを申し上げたんですが、実際このように、3年前今回も起きてるんですが、保水の面とか生物保全それと保安林あたりの漁業への影響、これ因果関係わからんのですけどあの当時、町長は、世界の東芝がやるんで心配ありませんというような心強い発言されたんですが、とてもこれ、風力発電の因果関係別にして、やはりこういう、災害土砂災害起きてきたんですが、今もあの当時と変わらず、風力発電慎重にやるべきだという気持ちは、持っておられませんか。やはり、当時と変わらない思いでおられるのかそこだけちょっと教えていただいたらと思うんですが。
- ○原田議長 清水町長。
- ○清水町長 はい、お答えします。もちろんですね、慎重な工事をするということはもう、もうこれはもう基本ですから、東芝さんもしたときにもそういう形で、東芝さんにも重々言うてます。恐らく、当初算定の工事としても最大限そういう気持ちで、きちっとやってくれた工事だと思います。ですから今回の豪雨についても、直接そこの風力発電の工事にます。

つわるいうか、工事で起きたその災害というのは今回なかったんじゃないですか。そういう報告も受けてませんし、本当にしっかりした工事をしてくれとると思います。今後についてですね。取り組みとしたら、例えばですね、町が、これをやめてくださいとか、とめるという町ができる仕事じゃないんですね。ずっと正木のほうですか、向こうの一本松のほうにもずっと、そういう申請が出とるのも聞いてますけども、ただ愛南町側ではないと宇和島側とか、愛南町のほうには、そういう危険な、いう今その要望じゃない出てきておりません。

以上です。

- ○原田議長 中野議員。
- ○中野議員 今まで出来た分に関しては、これ因果関係もわかりませんし今から以降もこれ分からんですが、これからこう何十機というような計画が出とって、町のほうの、町長行政の判断で許可とか認可とか出る分も必要な部分もあるんじゃないかと思うんで、そこらあたりで、町長今までと同じようにやっぱり推進していくべきと思ってるのか、やっぱり慎重にちょっとこれは業者に対してもこうこう、こういうことが起こってきてるんで、ちょっと控えてというな方向の思いなのか。町長の思いを聞いとるんで、今までのその因果関係がどうとかいう話ではなくて、やっぱり推進していこういう方向でおられるのかいうことをお聞きしとんで。
- ○原田議長 清水町長。
- ○清水町長 自分はですね、再生可能エネルギー。大賛成やないです化石エネルギーをどんどん焚いて、地球温暖化を進めるというこれについては。基本的にはもう全くその考えには変わりはありません。ただその工事をするとか、愛南町に関係あるその申請が出たとき、もちろん慎重にですね、皆さんにも相談をかけるし、そういう形でしっかりと安全安心を第一に、それやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

- **○原田議長** 中野議員。
- ○中野議員 すると町長は、多少前回よりも慎重な姿勢にはなっておられると思って、受け取ってよろしいんですかね。
- ○原田議長 清水町長。
- ○清水町長 そのとおりです。
- ○原田議長 ほかなにかありませんか。

金繁議員。

- ○金繁議員 今の中野議員の質問に関連するんですけども、今回に限らず、風車の工事が、勾配ね、27、8度の急傾斜のところの水源かん養林、広葉樹が切られてしまって、その後大きな石がこういう豪雨のときにごんごんと小僧都川に流れ込んで、ちょうど 37 ページに建設課のほうから出されて、出していただいてる敦盛線の河川のように、川の岸がえぐれてもう崩れてきてるんですよ。川底も大きな石に削られて、かなり深くなってきています。そういう変化をですね、これは質問というよりも、お願いなんですけれども、町長自ら、ぜひ見に行ってください。見られてないですよね。風車が立てられて、水源かん養で切られてから。ぜひ、見られていたら失礼いたしました。撤回しますけど、ぜひ今の状況をね見てください。それは私の要望です。
- ○原田議長 清水町長。
- ○清水町長 今回の豪雨の後には見に行ってないですけど、何回か行ってますよ。風車のとこへもずっと見に行って、会社の人も来てもらって、説明等を受けたり、また別個にですね、個人的にも、行ってます。その敦盛いうのは、こちらのことでしょう。

(発言する者あり)

○清水町長 37 の敦盛言うのは岩水のほうのとこですよ敦盛って。そこを見に行ってくれいうんですか、じゃなくて。

(発言する者あり)

- ○原田議長 清水町長。
- **○清水町長** その風車のところも、あれやったらまた近いうちに見に行ってきます。はい。
- **○原田議長** ほかにございませんか。はい。はい。ないようですので、執行部からの報告は。 山本環境衛生課長。
- 〇山本環境衛生課長 はい。すいません。先ほど少林議員からの処分に対する質問ということで、お伺いしましたが、大変即答出来ず、大変申し訳ございませんでした。今、先ほど業者のほうに確認しましたら、木材につきましては、固形燃料として再利用、どうしても出来ない場合、また木材以外のものにつきましては、大洲のほうの最終処分場のほうの埋立て処分という形で対応さしていただいております。以上です。
- **○原田議長** 以上で執行部からの報告を終わります。立花企画財政課長。
 - ○立花企画財政課長 失礼します。企画財政課から別件になり、資料のほうはございませんが、この場をお借りしまして、令和3年4月1日に施行された過疎地域持続的発展特別措置法に基づき作成する、過疎地域持続的発展市町村計画の作成状況を報告させていただきます。現在、計画期間を令和3年度から令和7年度までとする、愛南町過疎地域持続的発展促進計画(案)を作成しておりますが、並行して同計画案のパブリックコメントを、本日8月2日から8月19日の間で実施しておりますことを報告いたします。なお、同計画の内容については、次回の議員全員協議会で報告をさせていただく予定としております。

以上、報告とします。

○原田議長 以上で、7月豪雨による災害状況等についての報告を終わります。続いて、愛南町 小山地区における太陽光発電事業の不許可処分に伴う補償交渉についての報告をお願いい たします。

山本環境衛生課長。

〇山本環境衛生課長 はい。それでは、環境衛生課から「愛南町小山地区における太陽光発電 事業の不許可処分に伴う補償交渉について」を、資料2に沿って説明いたします。

本件は、去る令和3年5月6日に事業者との補償交渉に関する事務の委任契約を受任弁護士と締結しておりますが、令和3年6月9日に、事業者の受任弁護士から本町の受任弁護士へ6月8日付けで補償に関する文書及び資料が郵送され、同月9日に受領しております。本町の受任弁護士が、その書類内容を確認後、追加資料を依頼して同月10日に事業者の受任弁護士から追加資料が提出されております。同月23日に、本町の受任弁護士に提出された資料をもとに、受任弁護士に来庁いただき、町長をはじめ、副町長、総務課長、企画財政課長、環境衛生課長及び同課長補佐の参加のもと、町長室にて政策調整会議を開催し、内容の確認及び協議を行っております。

最終的に決定した回答文書を、7月6日付けで事業者の受任弁護士に郵送し、現在に至っておりますが、現時点で事業者側からの連絡等は入っておりません。なお、今後も状況につきましては可能な限り、報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告いたします。

- ○原田議長 この件について、御質問ございませんか。
 金繁議員。
- ○金繁議員 はい。6月9日に、相手方の弁護士から本庁のほうに、その補償に関する恐らく補償金額これだけ求めますという内容の文書が来たと思うんですけど。その内容について、

情報を共有してもらうことは出来ないんですかね。それと、7月6日も同様に、今度はこちらの弁護士から向こう相手方の弁護士に回答書、恐らくその内容は、補償金額としては、こういうのをいただきましたけれども、町としてはこの金額でお願いしたいと思うというような内容が書かれているはずですが、その内容についても、町民と共有していただくことは出来ないんですかね。

- ○原田議長 山本環境衛生課長。
- 〇山本環境衛生課長 はい、お答えします。今回の補償の内容、またこちらの回答の内容につきましてですが、今回の補償交渉に伴う、一連の事務につきましては、専門家である本町の受任弁護士に全ての事務を、ちょっと今は正直一任をしております。その弁護士からはですね公の場での交渉内容、またその回答内容というのを明らかにすることは避けるべきという形の意見、助言をいただいております。よって、大変申し訳申し訳ございませんが、補償内容については、説明はちょっとこの場では控えさせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 はい。ではいつになったら決着というかね最終的に補償額を支払いするまでは、 その内容については、説明は出来ない、町民の方とその内容を共有することは出来ないと いうことですかね。
- **○原田議長** 山本環境衛生課長。
- ○山本環境衛生課長 はい。お答えします。そこのあたりも本町の弁護士とも、受任弁護士とも協議が必要だったとは思いますが、ある程度補償内容が固まるとか、双方の事業者、また関係者と納得できるような内容等になって、皆様方に御連絡できるようになれば、報告できるものではないかと考えております。 以上です。
- ○原田議長 ほかに。金繁議員。
- ○金繁議員 はい。じゃああの裁判になったりしたら、かなり時間もかかってくると思うんですけれども。あくまでも今は相手方の出方を待っている状況でいくとって、町民への説明責任というのは、いつどのような形でするかってのは、今も言えないということですかね。
- **○原田議長** 山本環境衛生課長。
- ○山本環境衛生課長 はい。先ほども答弁さしていただきましたが、弁護士のほうからそういうような指導助言をいただいておりますので、今回のほうは大変申し訳ないが、申し訳ございませんが、控えさしていただいたらと思います。以上です。
- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 はい。そしたら、私6月議会でこれ質問さしていただいたんですけれども、担当された方の責任の所在について、町長の監督責任についても質問さしていただきました。これ、もし裁判とかどんどん長引いた場合に、その責任、決着がついたら責任の所在も明らかにしていくということだったんですけれども、来年再来年いつになるかわからないんですが、それまで処分のほうも待っていくということになるんでしょうか。
- ○原田議長 はい。木原副町長。
- ○木原副町長 はい。私のほうでお答えをさしていただきます。まあ確かに、今の金繁議員の質問につきましては、6月議会でも、たしか私のほうから答弁さしていただいたと記憶しておりますが、そのいつになるかというのは、あくまでももう仮定の話にもなってきますので、この件につきましては、もう報告できる時期が来るまで、また、現在進行形でありますので、その処分等につきましても、現段階でできるような状況ではないということで、答弁をさしていただきたいと思います。

- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 もう1点だけお願いします。弁護士が動いているので、費用はどんどん発生してますよね。その支払いは恐らく予備費で充ててると思うんですけれども、その予備費を使う、せめて予備費をね、使っているっていう状況は、やっぱり町民に知らせるべきだと思うんですよ。その点についてはいかがですか。
- ○原田議長 山本環境衛生課長。
- ○山本環境衛生課長 すいません。予備費につきましてもその辺りも説明出来たらと思いますが、最終的な判断が決まった後に、最終的な支払いが発生いたします。弁護士費用のほうが発生いたしますので、まだ予算、最初の予備費のほうでは、あくまでも手つけ金という形をさしていただいております。その後、ある程度その額もしくはその内容が確定しましたら、その額が確定しますので、そのときに予算のほうは御提案したいと考えております。以上です。
- **○原田議長** ほかにございませんか。はい。ないようですので。 吉村議員。
- ○吉村議員 個々の内容は知らせないと。それはそれとして、ぶっちゃけいくらできたんです か請求の金額。その発表をしてください。
- ○原田議長 木原副町長。
- ○木原副町長 はい。先ほど、環境衛生課長のほうが申し上げたことと重複はしますけど、現在補償の交渉についての協議といいますか、調整を行っております。ですから、相手方もあることなので、今後どのような方向に進展するか全く不明ですし、交渉を円滑に進めるためにも、金額等については、この場で報告することが出来ませんので、その点については御理解をいただきたいと思います。以上です。
- ○原田議長 吉村議員。
- ○吉村議員 まあ都合の悪いことは発表できんと。ところがこれ、去年もうすでに我々知らん 段階でこれ誠意を持って対応します言うて公文で出しとるわけでしょう。ちゅうことは、 誠意を持って対応しよるんですか。それとも、金額を例えば 10 できたやつをもう少しまけ てくれって、そういう交渉をしよるん。どないなん。全てこちらが悪い。全く事実は、4 点 か、4 点の事実は全くありません。これ、全てこちらが責任を負います。誠意を持って対応します。10 の例えば金額が発生しない 10 の対応をした。それについて、重複しますけれどもまけてくれという交渉をしよったわけですか。それとも 10 を誠意を持って対応しますいう一生懸命そういうその交渉をされよったどっちなん。
- **○原田議長** 山本環境衛生課長。
- 〇山本環境衛生課長 はい。現在の交渉内容、対応でございますが、事業者の受任弁護士からの依頼等がまた今後もあるかと思います。またそこら辺も、本町の受任弁護士とその内容精査、また理事者との協議検討を行いながら、できる限り事業者に寄り添った対応事務を進めていきたいと考えております。また、弁護士からの意見や助言など、また関係法令、判例等を参考にしながら、事業者を初め関係者に理解が得られるような対応、また対策を進めることができればと考えております。

- **○原田議長** 吉村議員。
- ○吉村議員 これ担当課長が引き継いで、一生懸命答弁するんですが、町長答弁してください。 関係法令関係法令と言ってますけども関係法令を破ったのは町でしょう。条例にないこと をやって、だったんでしょう。答弁してください。
- ○原田議長 清水町長。

○清水町長 はい、私のほうからお答えします。今、弁護士を立ててですね、委任して、今向こうの弁護士さんと係争してるところです。ですけど、途中経過を発表することは、まだ今の段階ではですね。不適切だと思ってます。はっきりとこちらの非を認めた、じゃどれだけの補償になるか、それは決定した時期でですね、はっきりとこのものについては皆さんに御報告さしていただきたいということをですね、弁護士のほうからもそういう形で言ってきておりますんで。ですから、その時期が来たらはっきりと皆さんのところに、ほうに説明させていただきます。

以上です。

- ○原田議長 吉村議員。
- ○吉村議員 じゃあ誠意を持って対応当たるという、回答でよろしいですね。はい。
- **○清水町長** そうです。そういう形で今、弁護士さんにお任せしているところです。 以上です。
- ○原田議長 ほかにございませんか。はい。ないようですので、執行部からの報告を終了いた します。暫時休憩いたします。30分まで、ここの時計で30分まで休憩いたします。

(休憩)

- **○原田議長** はい、それでは休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 続いて議会協議に入ります。まず最初に、以前より要望がありました、政務活動費について、協議をしたいと思います。まず事務局より説明をお願いいたします。 本多事務局長。
- ○本多事務局長 はい。では政務活動費について説明をさせていただきます。皆さんも御存じ のとおりかとは思いますけども、政務活動費制度のですね趣旨と概要について説明をいた します。政務活動費につきましては、地方公共団体が、条例の定めるところにより、議会 の議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、議会における会 派または議員に対し、交付することができる金銭的給付のことを言います。国会において は国会が国の唯一の立法機関である性質に鑑み、国会議員の立法に関する調査研究の推進 に資するため、必要な経費の一部として、各議員における各会派に対し立法事務費が交付 されております。地方議会におきましても、その活性化を図るためには、審議能力を強化 していくことが必要不可欠であり、地方議会の調査活動基盤の充実を図る観点から、自治 法上制度化されております。改めて申し上げますと、交付対象は、議員または会派。交付 対象、額、方法、充当可能範囲につきましては、条例で定める必要があります。収支の報 告義務がございまして、交付を受けた会派または議員は、条例の定めるところにより、当 該政務活動に係る収支報告書を議長に提出する必要がございます。そして透明性の確保が 必要でありまして、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるというふうに・・・ されております。続きまして、政務活動費の交付状況を第66回町村議会が実施する実態調 査結果の概要ということで、全国町村議会議長会がまとめた資料から説明をさしていただ きます。2ページ目を御覧ください。2ページ目の表1政務活動費の交付状況をごらんくだ さい。政務活動費を交付している町村は、926 団体中 187 団体で、20.2%となっております。 全ての町村で、収支報告書に領収証を添付している状況であります。そして次に表2なん ですけども、政務活動費の交付対象は、議員が 102 町村で 54.5%と最も多く、次いで会派 及び議員の37町村19.8%の順となっております。ちなみに、会派及び議員というのは、会 派及び議員に併記をしているということでございます。会派または議員ということにつき ましては、会派または会派に属していない議員へ交付しているという状況であります。続 いて交付の方法なんですけども、1年が128町村68.4%と最も多くて、次いで半年の46町 村24.6%の順となっております。続いて3ページの表3を見てください。一人当たりの交 付額は月額換算すると全国平均は9,412円。交付対象別では、議員が9,482円。会派が

10,136円。会派及び議員は8,693円。会派または議員が9,405円という状況となっております。続いて4ページの表4全国の町村における政務活動費の交付状況をごらんください。この表のとおりであるんですが、四国ではですね。香川県の3町だけとなっております。ちなみに、三木町と綾川町と宇多津町という状況となっております。あと、5ページ以降につきましては、これは全国の町村議会議長会が示しております標準条例の例となりますが、これは参考までにごらんになっておいてください。政務活動費につきましてはですね、本日の会議の中で議論して結論がすぐ出るような性質のものではないと思っておりますので、この・・・各自御検討していただいて、また改めてですね今月24日の全員協議会の中で御意見を伺いたいというふうに思っております。

以上です。

○原田議長 ただいま事務局より説明がございました。皆さんこれ取って帰ってもろて、皆さんそれぞれ検討していただいて、今度の24日の今局長が言いましたように、全員協議会がございますので、その時に導入するかしないか、検討していきたいと思いますので、今日はこれで、この件は終了したいと思います。続いて、研修会について、1番ハラスメント防止研修の実施について事務局より説明をお願いいたします。

本多事務局長。

○本多事務局長 はい。研修会について説明をさしていただきます。まず始めに、ハラスメント防止研修の実施についてお知らせをいたします。これにつきましては、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部改正をする法律が令和3年6月10日に成立しまして、同月16日に交付施行されました。内容としましては、男女を問わず議員活動等をしやすい環境を整備していこうという内容ではあるんですが、地方議会におきましても、男女共同参画の推進について積極的に取り組むという対応となっております。

これを受けまして、ハラスメント研修を、時期的には9月定例会以降でですね、日程を調整して行わさしていただきたいというふうに考えております。講師としましては、愛媛県松山市のNPO法人こころ塾にお任せをしたいと思っております。費用については、33,000円程度かかるんですが、当然ですね、当初予算のほうでは手当てをしておりませんでしたので、現行のですね実費弁償等の中から利用さしていただいて対応さしていただきたいというふうに考えております。続きまして、研修実施の要望について、以前ですね、大学教授等を講師とした研修について要望がございましたので、それについてですね改めて実際に実施をするのかどうかを含めてですね御協議をいただければと考えております。以前ですね、開催した例でいきますと、議会活性化特別委員会のほうで、山梨学院大学の江藤俊昭教授をお招きしまして、開催した例がございますが、その際は、講師謝礼、実費弁償合わせて222,000円ほどの経費がかかっております。これについても、当初予算のほうで手当てをしていないので、方法としましては補正予算で計上するかまたは、現在あるですね、実費弁償等の中から利用するのかという形で対応さしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

- **○原田議長** はい。今説明がございました。何か御質問ありませんか。はい。ないようでした ら研修会については、今後実施していく方向でやっていきたいと思いますのでよろしく。 金繁議員。
- ○金繁議員 ぜひ研修実施をお願いしたいです。江藤先生の研修も大変よかったです。その中で政務活動費のね条例まだつくってないの早くつくりなさいっていうことを言われたんですけど、東京とか遠方、遠くからこのコロナ禍でいらっしゃるの大変かと思うんで、例えばオンラインで研修受けるとかっていうことも、ぜひ検討出来たらと思います。その点だけ。

はい、言いたかったです。

- ○原田議長 はい。それ十分検討していきたいと思います。続いて、ほかにありませんね。続いて3番目。国等関係省庁への意見書の提出について。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書について事務局より説明をお願いいたします。本多事務局長。
- ○本多事務局長 はい。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書について、簡単に説明をさしていただきます。資料の2をごらんください。内容としましては、地方一般財源総額について、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状の中ですね。他の歳出に不合理なしわ寄せがないように、十分に確保してくださいという内容となっております。また、地方のですね大切な財源であります固定資産税についての制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、固定資産税の負担調整措置については、令和3年限りとすること。あと自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長は行わないこと。炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分することという内容となっております。これにつきまして、9月定例議会の中でですね議案として上げて議決するのか、しないのかというあたりも含めてですね御協議いただければと思っております。以上です。
- ○原田議長 今説明がございました。この意見書をですね、今度の9月定例で意見書として提出するのかしないのか、皆さんの御意見を聞かせていただきたいと思います。この件に関して、御意見ございませんか。これ提出する方向でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

- ○原田議長 はい。そのようにしていきます。本多局長。
- ○本多事務局長 はい。その際なんですけども、発議者についてどのようにするかについても 協議をお願いしたいと考えております。
- **○原田議長** 今局長から説明ありました発議者どうしましょうか。

(発言する者あり)

○原田議長 副議長ということでよろしいでしょうかね。

(「はい」と言う者あり)

- ○原田議長 はい。局長。
- ○本多事務局長 はい。では今副議長というお話をいただきましたので、副議長と例えば各常任委員長という形ではどうでしょう。
- **○原田議長** 今、説明ありました。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

- ○原田議長 はい。そのようにしています。あと 4 番その他で何かございませんか。少林議員。
- **○原田議長** ちょっとあれ入っちょるかな。
- ○少林議員 一般質問の仕方について、3 問までは、3 回まではじゃないほうがいいとか、一問一答がいいとか、いろんな意見が出されたと思うんですが、取りあえず1回やってみてからもう1回考えようやいうことやったと思うんですがそれでよろしいですよね。1回やってみて思ったんですれけど、ぜひ一問一答のやり方しませんか。わーっと質問しとって、でまあ町長とか答えてくださりよるんですが、全部言葉で流れて行きよんのを書き取って、また元に戻って、じゃあれに対しての再質問ありませんかいうたときに、ちょっともう、ちょっと分かんなくなってしまいます。一問一答が一番見てる方にも分かるんじゃないかなと。ほかの議員さんもやってみた議員さんから一問一答のほうがいいねっていう、皆さんの御感想はお聞きしました。

いかがでしょうか。

○原田議長 今、少林議員のほうから、一問一答はどうでしょうかということなんですが、ほ

かの議員どうでしょうか。この件に関して、御意見ございませんか。 金繁議員。

- ○金繁議員 私は少林さんと同じ意見、少林議員と同じ意見なんですけれども、愛媛県の中でも一問一答方式を採用しているところが多くて、選択制にすればいいと思うんですよね。なので、ぜひ前向きに検討していただけたらと思います。すぐに結論を出すということが難しいのであれば、また今日研修もありますけれども、個人的には、せっかく基本条例もつくってその実施を、実質的な議会改革を進めていかないといけないので、また、前回というかこの選挙前の4年間のように、本当は議会活性化委員会をつくって、またみんなで勉強しながらいろんな政務活動費もそうですけど、勉強していけたらと思っていますので、自分としては今日すぐ結論出すのが難しいのであれば、そういう委員会をつくってしっかりと勉強して、採用するかどうか、決めていただけたらと思います。
- **○原田議長** ほかに、この件について御意見ございませんか。 はい。吉田議員。
- ○吉田議員 はい。これ一つ質問なんですけども、一般質問の場合の一問一答方式というのはですねこれもし採決された場合については、前回みたいな動議が出た場合にこれはもう、それも同じように一問一答方式の形になりますでしょうか。この前の動議が出たときに、あの質問されますよね。そうしたときに、これも同じように一問一答方式でどんどんどんどん繰り返していくのかどうかの確認です。
- **○原田議長** 本多事務局長。
- ○本多事務局長 はい。質問の回数等についてはですね、議会の会議規則の中で定められておりまして、3回までということになっております。なのでそれについてもですね、今、今回議論をいただいておりますけども、議会の会議規則をですね、まず改正する必要があります。どのように改正するかによってですね、現在の質問の方法もですね、定まってくるかと思っております。

以上です。

- ○原田議長 ほかにございませんか。 少林議員。
- ○少林議員 はい。もう一つあります。議会だよりというか議会通信というのがうちにはないようです。町長初め私たち議員 14 名は、町民の直接選挙で選ばれたんですから、町民がオーナーであり、私たちは雇われの身ですよね。ここまではいいですよね。ってことは、町民の方々に、今町政で何が議論になっていて、どんな話合いが行われているかというのをきちんと報告するのはもう当然の義務だと思うんです。それがないというのは、町民の方はそれを知る権利がありますので、これおかしいんじゃないかなと。よく、あれどうなったんって聞かれるんですが、今日も今日来た愛南広報を見たら、抽象的なこの人がこんな質問をしましたっていう、もうあれだけじゃ全くわかんないと思います。それで、ほかの町、市町はどうなのかというんで、ずっと電話をしよったんですが、鬼北、内子町、宇和島、久万高原とか皆さん議会通信出しておられます。やり方は、議員さんがつくってそれを事務局が手直しするパターンと、事務局が基本でつくって、議員さんが手直しする場合とありますが、宿毛市と三原村、近いところちょっとかけてみましたが、こちらもしております。ということで、うちもしたらいかがでしょうか。

ぜひよろしくお願いします。

- **○原田議長** 石川議員。
- ○石川議員 議会だよりもですね。これ、大分前から議論なってますけど、愛南町の議会の本会議のですねケーブルテレビの録画、それと生中継含めてですね。ネット配信がもう既に出来てますんで、私は他の町村よりも先んじてですね。知る、住民が知るチャンス。細か

くですね録画でも見れますから、何回でもネットで。私はもう十分充実してるんじゃないかなというふうに思ってます。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 議会だよりっていうのは、質問の内容、それから議員の質問内容それから町の側 からの回答をまとめるだけじゃなくて、やっぱり議会としてどういう方向でどんなことを しているとか、例えば何回前の議会でこういう質問があったけれども、その後こういう進 捗がありましたということを、町広報愛南では伝えないようなことを、やっぱり議会とし て伝えることができる。その中には、町が変わってくれた、本当に町民にとって、いいこ とをしてくれたよっていうことも含めて、やっぱり議会がどういうふうに動いてるかって いうのを、町民にしっかりと伝えることができるので、で町民が議会ともっと密接に町民 に寄り添う議会になっていける。本当に大事なツールです。はっきり言ってこれ議会基本 条例も出来て、こういう広報活動をしてない議会というのは珍しいですよね。ちょっと恥 ずかしいと思います。私、議会活性化の研修に個人で受けに行きましたけれども、そこの 講師さんが一番最後に、議会だよりも出してないような、議会の議員さんは全員やめてく ださいと、大変厳しい言葉をいただいたこともあります。そのぐらい議会だよりというの は、議会の仕事として重要部分です。基本中の基本だと私は思います。これも含めてやっ ぱりその議会活性化の委員会を私は立ち上げるべきだと思います。せっかく基本条例が出 来て、これが、つくった絵に書いた餅で終わらないように、実質的に実用化していくため には、で議長も副議長も就任のときに奇しくも言われましたよね、議会活性化を進めてい くということなので、ぜひ議会活性化委員会の立ち上げ、そしてその中で検討することを 私は意見として述べさしていただきます。

〇石川議員 石川議員。

○石川議員 議会だよりっていうのはもう10年前の話で、今もうネット配信もうこれ既にやってる町村っていうのはそうそう多くない。それに生の声がですね、議員の生の声が住民に届きます。それと議会だよりっていうのは、編集者の意図によってですね変わったりするんですよね。その編集委員を誰にするかっていうのもあるでしょうし、それだったら、それまでの労力をかけてやるよりも、今のその録画なりを見ていただく方向が、私は今のあるべき議会の姿を住民に知らせる一番いい方法じゃないかというふうに思ってます。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 ネット配信が出来て、見られる人もいらっしゃいます。でもね御存じのように大変高齢化率の高い町で、インターネット見ない人多いんですよね。なので、紙媒体というのはこの愛南町ではいまだに必要ですし、何より、やっぱり先ほども議論ありましたけど、本会議で何が話されているか。愛南町は再質問3回まで、質疑も3回まで。本会議中心主義といいながら、議員間でしっかりと町が出してくる予算も決算も議案を話し合ってないじゃないですかしっかりと。かすかすなんですよ内容が本議会のこういう状態で、町民はネットで見られるから本議会のことを知れる。それでは町民に寄り添う町民のための議会とは言えないと私は思います。

○原田議長 山下議員。

- 〇山下議員 今あの、一般質問についても議会だよりについても今提案されたんで、今度協議会で協議内容として、出していって検討したらどうですか、今、もうどうやこうや言うても今日出来んと思うんで、今度改めて協議内容に上げて検討したらどうですか。
- ○原田議長 はい。金繁議員。
- ○金繁議員 はい。ですので、まさにおっしゃるとおり。山下議員がおっしゃるとおり、議会活性化委員会を立ち上げて、その中でじっくりと話してはどうかと私の提案です。
- **○原田議長** はい。この件につきましては、今言ったように、今後十分検討をしていきたいと

思います。それでいいですかね。

(「はい」と言う者あり)

- **○原田議長** ほかにありませんか。 本多事務局長。
- ○本多事務局長 はい。また事務局のほうから一点確認をさしていただきます。議会運営に関する申合せ事項についてですね、資料持込みについて一点疑義がございましたので、確認をさしていただきます。パネル等のですね説明用資料の持込みにつきましては、説明用資料持込使用申出書をですね提出をしていただいて、議長に提出をしていただいて、その後議会運営委員会の中でですね上がって。そこで了承を得れば、持込み可能というルールをつくらさしていただいたんですけども、その実際の資料のことなんですけども、例えば議員必携のようなですね、そういった資料でしたら、今までも特にそういったですね、手続きは必要なかったんですけども、例えば実際に使用する。説明に使用する補助として使用するですねパネルとか、その他の資料については、今回のこの申出書に基づいたルールに基づいてすね、使用するということで、確認をさしていただきたいと思うんですけども、その辺りについて御意見等はないでしょうか。
- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 あの使用するとはどういう定義ですか。
- ○原田議長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 はい。例えばこういった形で、パネルと同じような形で示してですね、こういうふうになっているよとかいうことで、補助的に使用するという意味です。
- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 例えばですね、私 6 月議会で、税務課で町民が申請書を書く航空地図を出してくださいという書類があります。それを見せました。あれは町が常日頃町民に対して出してるもんですよね。なので、私はあれをわざわざ議会の8日前に提出しなければならない一般質問を提出するときに、あれを議会で使用さしてくださいなんていうばかげた許可申請はしなくていいと思いました。違いますか。これがもう、今後、愛南町議会は8日前に提出しないといけなくなるんですか。おかしくないですか。
- ○原田議長 いやそれはもうパネルと一緒のことだと思いますけどね。はい、金繁議員。
- ○金繁議員 はい。それはおかしいですよ。だって税務課にいつも置いてる書類ですよ、手続 資料ですよ。手続きの紙ですよ。そんなものを8日前に出さんといけんのですか。その8 日間の間にそういう情報が入ってきた、町民は税務課でこういう書類を出すんですよ金繁 さん。だから、これを言うてくださいっていう情報が一般質問を出した後に入ってきた。 そしたら、いや、8日前に一般質問を出すときに許可を得てないのでその情報は使えないん です。書類出せないんですなんて、余りにもばかばかしいですよ議長。やっぱりそれ、既 に公開されている書類は、それに含まれないということでいいんじゃないですか、仕様に は含まれないと。

違いますか。

- ○原田議長 石川議員。
- ○石川議員 パネルもそうなんですけど、一般質問で使用される一般質問というのは緊急性があるわけじゃない。だったら、例えば、今だったら9月、9月に間に合わなければ12月に準備してですね、出されたらいいんじゃないかな私はそう思ってます。
- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 はい。全く論点が石川議員のおっしゃってる論点とは違うんです。私が言ってるのは、公開されている情報については、パネルと同様に使用許可を出す必要はないということです。窓口に置いてる申請書ですよ。一般公開されてる資料ですよ。おかしいやない

ですか、それを8日前に使用許可を出さないといけないなんて、これは議員活動を狭める ということですよ。こんな後退してどうするんですか、また笑われますよ愛南町議会。

- ○原田議長 はい。鷹野議員。
- ○鷹野議員 言いたいことは分かるんですけど、こうやって示す必要が、かえって逆にですね。 あるかどうか、口頭で済む。こういう何とか計画にありましたように、で済むことじゃないですか。ここに書いて、ここに書いてるようにって提示する必要ないと思います。
- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 はい。鷹野議員がおっしゃるように、必要ないと思われる方もいるでしょう。私も、そういう人がいるのはわかります。でもそれを判断するのは議員でええやないですか。議員が出して、それでわかりやすいと思う町民がいるかもしれない。そのために出すんですよ。それでいいと思います。
- **○原田議長** 嘉喜山議員。
- ○嘉喜山議員 はい。そのパネル事前提出っていうのは結局内容を確認するためということなんですけど。その場合、やはり公開された。押してます。公開された資料。公開された資料であっても、やはりそれが本当にそのままなのかっていうのは、やっぱり議長は確認すべきじゃないかなと私は思うんですが。
- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 今の嘉喜山議員の発言は余りですよ。そんなね公開している書類は、許可必要ないって決めたらそれでいいじゃないですか、そこに手を加えてどうのこうのそれが審議がどうのこうのなんて、そういうことを発言すること自体おかしくないですか。議員間の信頼もないんですか。何のための議員ですか、町民にとってわかりやすい発言をしよう、表現をしようと思って出すんですよ。それが公に出てる情報であれば、わざわざ議運の許可なんか要らないじゃないですか。

おかしいですよ。大丈夫ですか愛南町議会。

- **○原田議長** 金繁議員、いろいろまあ御意見も、御意見もあろうけど。 吉村議員。
- ○吉村議員 あの、いえ、いろいろあれですけども、もう狭めることはない。これは本来から言うたら、これ持込みいうのは議長の許可を得てですから、だからその原理原則にもんたらええやないですか。議長の許可を得て、持込み資料については。それは原理原則ですから、原点に帰ったらいいんですよ。

それだけです。

- ○原田議長 議論はあれやろ出さんといけんのやろ。
- ○吉村議員 だから議長の許可を得てやけん。議長が判断したらええ。
- ○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- ○原田議長 はい。じゃあまあ、この件はまた。はい。
- ○山下議員 今はもう決まったの。
- ○原田議長 いやまだ。今後また、検討します。はい、検討します。

(発言する者あり)

- **○原田議長** もうあの、昼も過ぎましたんで、あの1時半から研修がございますので。 局長。
- ○本多事務局長 はい。すいません先ほどの研修の関係なんですけども、大学教授等を招いた研修なんですが、先ほど言ったように、これ予算がございません。補正するのか、現在ですね総務文教委員会で315,000円、産業厚生委員会で350,000円、議会運営委員会で135,000円の予算を組んでいるんですけども、そちらから利用するのかについてですね、確

認をさしていただきたいと思います。補正をするんでしたら9月補正等がありますので少し時間がずれますし、現在ですねある予算から利用できるんであればですね、もう少し時期的に早く実施できる可能性がございます。

以上です。

- ○原田議長 はい。石川議員。
- **〇石川議員** 元々研修は組んでなかったと、予算的にですね。いうことであれば、補正で組む ほうが私はいいと思います。
- ○原田議長 ほかに御意見ございませんか。金繁議員。
- ○金繁議員 研修は早く、一刻も早く受けたほうがいいと思うので、今ある予算を使って、また足りなくなるというか、ほかの企画が出てきたときに予算を組めばいいと思います。
- ○原田議長 ほかに御意見ございませんか。 石川議員。
- **○石川議員** 急ぐようなですね研修ってあるんですか。まだこの1か月ぐらいでですね、開かないといかんような研修というのはありますか。
- ○原田議長 金繁議員。
- ○金繁議員 先ほど事務局から説明ありましたように、ハラスメント防止法出来まして、これ 早急にやらないといけないと思います。一日一日私たちの行動にかかってますので、1か月 内にもちろんやらないといけないと思います。
- **○原田議長** それは9月の定例以降それでいいですか。 はい、金繁議員。
- ○金繁議員 なので、先ほど事務局のほうから、補正に出すとしたら遅れるというような趣旨だと私はとったので、今ある予算の中から使って、それまでに計画を立てていけると、少しでもスタートできるということであれば、そちらにしていただけたらという趣旨です。
- **○原田議長** 本多事務局長。
- ○本多事務局長 はい。今年なんですけども、昨年と同じようにですねコロナ禍の中で、なかなか研修に出向く機会は少ないと思います。なので先ほど言ったですね、各常任委員会等で組んでる予算を利用さしていただいておくということでよろしいでしょうか。
- ○原田議長 はい。それでいいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 はい。ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

- ○原田議長 はい。
- ○佐々木副議長 はい。以上をもちまして議員全員協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長